

製紙業に対する大気汚染防止法遵守状況に係る点検結果について

平成19年9月19日(水)
 環境省水・大気環境局大気環境課
 直通：03 - 5521 - 8293
 課長 岩田 元一(内 6530)
 補佐 米田 和広(内 6533)
 係長 勝亦 政幸(内 6536)

本年7月以降大手製紙会社等の工場において、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の排出基準の超過や自主検査記録の改ざん等不適切な管理が相次いで明らかになりました。こうした状況を踏まえ、環境省では、関係自治体に対して、製紙会社各工場における法令遵守状況の確認を行うよう要請し、このたび、その結果を以下のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

1 調査の経緯

7月24日：日本製紙連合会に対し、業界全体としての再発防止に向けた対応(各社による法令順守状況の総点検の実施等)を要請。

8月2日：都道府県及び大気汚染防止法政令市(47都道府県及び81市)に対し、製紙業界各社において実施されている総点検の状況を聴取し、必要に応じ適正な指導を行うとともに、これら聴取等の状況について8月24日までに環境省に報告するよう要請。本日までに、自治体による指導内容の確認等を行いつつ、結果の取りまとめを実施。

2 調査の結果

(1) 自治体により調査が実施された製紙工場数

228工場(事業者数146社、関係自治体数60自治体)

(2) 大気汚染防止法違反の状況

法の違反が判明した工場数(調査時点で既に判明・公表されていたものを含む。)

25工場(事業者数15社、関係自治体数15自治体)

<内訳>

ア ばい煙発生施設排出基準の超過

20工場(事業者数13社、関係自治体数14自治体)

イ ばい煙量等の測定結果の改ざん

9工場(事業者数5社、関係自治体数6自治体)

注；4工場においてア、イの両方が判明

違反が判明した工場のばい煙については、関係自治体により、現在、全ての工場において基準内で稼働していることが確認されているほか、事業者に対して原因の究明及び再発防止措置の徹底等の必要な指導が行われている。

製紙業におけるばい煙発生施設の排出基準超過等調査結果

調査工場数	調査事業者数
228工場	146社
排出基準超過工場数	データ改ざん工場数
20工場(13社)	9工場(5社)

排出基準の超過

データ改ざん

会社名	工場名	自治体名	会社名	工場名	自治体名
日本製紙 株式会社	釧路工場	北海道	日本製紙 株式会社	釧路工場	北海道
	白老工場	北海道		旭川工場	旭川市
	旭川工場	旭川市		富士工場鈴川	静岡県
	岩国工場	山口県		八代工場	熊本県
	八代工場	熊本県		富士工場	静岡県
王子製紙 株式会社	釧路工場	北海道	王子製紙 株式会社	春日井工場	愛知県
	苫小牧工場	北海道	大王製紙 株式会社	三島工場	愛媛県
王子板紙 株式会社	日光工場	宇都宮市	大興製紙 株式会社		静岡県
	江戸川工場	東京都	丸住製紙 株式会社()	大江工場	愛媛県
大王製紙 株式会社	三島工場	愛媛県			
レンゴー 株式会社()	金津事業所	福井県			
中越パルプ工業 株式会社	能町工場	富山県			
	川内工場	鹿児島県			
丸三製紙 株式会社()		福島県			
日本大昭和板紙関東 株式会社()	足利工場	栃木県			
リンテック 株式会社()	吾妻工場	群馬県			
三島製紙 株式会社	原田工場	静岡県			
愛媛製紙 株式会社()		愛媛県			
興陽製紙 株式会社	本社工場	静岡県			
春日製紙工業 株式会社		静岡県	()は今回の調査で新たに判明した工場		